

こんなときには届出を

届出方法は
12ページを
ご覧ください。



下表および11ページの表の事由に該当したときは、所定の届出が必要です。

要チェック



黄色の網掛け で表示した事由に該当したときは、速やかに届出をお願いします。届出が遅れると、すでにお受け取りになった年金をお返しいただくことがあります。

年金受給者に関する届出

項番	こんなときには届出が必要です（届出事由）	対象となる年金
1	住所が変わったとき・住居表示が変わったとき	1～3 は 11ページも ご覧ください。
2	氏名が変わったとき	
3	年金の受取金融機関を変えたいとき	
4	亡くなられたとき	全ての年金
5	1カ月以上所在不明となったとき	
6	年金の選択替えをしたいとき 選択受給していた年金を受けることができなくなったとき	
7	年金証書を破損または紛失したとき	
8	禁錮以上の刑に処せられたとき	9 11 12 は 12ページも ご覧ください。
9	成年後見人等が選任されたとき	
10	1年以上外国に居住するまたは生活の本拠を外国に移すとき	
11	議員になったとき	老齢・退職給付
12	雇用保険の基本手当を受ける（求職の申込みをした）とき 高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給を受けるとき	
13	65歳になる前に障害の状態になったとき	
14	当共済組合の年金と日本年金機構の年金に重複して加給年金額が加算されているとき	障害給付
15	配偶者または子を有することとなったとき	
16	常勤の公務員など組合員※として再就職したとき	老齢・退職給付
17	障害の状態が変わったとき	障害給付
18	婚姻したとき（内縁関係を含む）	遺族給付
19	養子となったとき	
20	養子縁組を解消したとき（組合員※であった方との親族関係が終了したとき）	
21	組合員※であった方の子または孫で障害等級 1 級または 2 級である方が、障害等級 3 級以下になったとき	

※短期組合員を除きます。

加給年金額対象者に関する届出

項番	こんなときには届出が必要です（届出事由）	対象となる年金 
22	亡くなられたとき	
23	離婚したとき	
24	子が年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき	
25	子が年金受給者と養子縁組を解消したとき	
26	子が婚姻したとき	
27	障害等級1級または2級の子が18歳に達した年度末以降に障害等級が3級以下になったとき	
28	年金受給者によって生計を維持されなくなったとき（配偶者または子の年収が850万円（所得が655.5万円）以上になったときなど）	老齢・退職給付 障害給付
29	配偶者が公的年金制度の老齢（退職）を事由とする年金の受給権を有したとき（全額支給停止中のものを含み、老齢基礎年金を除く）または障害を事由とする年金を受けることになったとき	
30	配偶者が公的年金制度から障害を事由とする年金を受けられなくなったとき	

29は
12ページも
ご覧ください。

 対象となる年金には、給付事由ごとに以下の年金があります。

老齢・退職給付 老齢厚生年金、退職共済年金など

障害給付 障害厚生年金、障害共済年金など

遺族給付 遺族厚生年金、遺族共済年金など

1 住所が変わったとき・住居表示が変わったとき

住所を変更（住居表示の変更を含みます。）したときは、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を利用して登録住所の変更手続きを行うため、**原則として届出は不要です。**

登録住所の変更手続きは**4～5カ月程度**かかりますので、**必ず郵便局で転送手続きを行ってください。**

ただし、次に該当する場合を含め、半年を経過しても旧住所から転送される場合は、住所変更の届出が必要です。

- 1** 成年後見人等が選任されている方
- 2** 年金を請求された後、すぐに住所を変更された方
- 3** 年金が決定された後、おおむね半年以内に住所を変更された方
- 4** 外国に居住している方
- 5** 平成23年9月以前に住所を変更し、当共済組合に届出をされていない方

2 氏名が変わったとき

届出書類は次のとおりです。

3 年金の受取金融機関を変えたいとき

変更内容	届出用紙	添付書類
氏名	年金受給権者氏名変更届	「年金証書（複数の年金がある方は全ての年金証書）」 住基ネットで氏名の変更内容を確認できない方（外国に居住している方等）は、市（区）町村長の証明または戸籍抄本も必要です。 注：遺族給付の年金受給者は戸籍抄本が必要です。
金融機関	年金受給権者 受取機関変更届 	「金融機関の確認印（または年金受給者名義の預金通帳の写し）」 変更後の金融機関口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関口座を解約しないでください。

 1枚の用紙で複数の年金の受取機関を変更できますので、受取機関を変更したい年金の年金コードを全て記入してください。

 「年金受給権者 受取機関変更届」は、24時間受付の専用電話（03-5259-8852）の自動受付サービスにより交付できます。

9 成年後見人等が選任されたとき

年金受給者の成年後見人（年金受領の代理権を付与された保佐人、補助人を含みます。）が新たに選任され、各種通知書の送付先や送金する際の口座名義の変更を希望する場合は、届出が必要です。

11 議員になったとき

次のときに届出が必要です。ただし、議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、届出不要です。詳細は、所属の議会事務局等にお問い合わせください。

- 1 就任したときおよび退任したとき
「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」の提出が必要です。
- 2 報酬月額の変動や賞与の支給があったとき
該当される方には、届出用紙をお送りしていますので、当共済組合本部にご提出ください。

12 雇用保険の基本手当を受ける（求職の申込みをした）とき※¹ 高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の 支給を受けるとき

65歳未満の方の
老齢・退職給付のみ

老齢厚生年金の請求書に雇用保険被保険者番号を記載して提出した場合は、届出不要です※²。

- ※¹ 基本手当を受けるときは、その給付金額の多寡にかかわらず、年金の支給が停止されます。求職の申込みをする前に、公共職業安定所（ハローワーク）に給付金額を確認し、対象となる年金額と比較してから、どちらを受給するかお決めいただくことをお勧めします。
- ※² 各給付の受給状況の確認に時間を要するため、さかのぼって精算が発生する場合があります。

29 配偶者が公的年金制度の老齢（退職）を事由とする年金の受給権を有したとき （全額支給停止中のものを含み、老齢基礎年金を除く）または障害を事由とする年金を受けることになったとき

加給年金額対象者である配偶者が、次に該当したときは、その間の加給年金額が停止されます。

- 1 老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が20年以上※³かそれと同様と見なされるもの。ただし、老齢基礎年金は除く。）の受給権を有したとき※⁴
- 2 障害を給付事由とする年金を受けることになったとき

- ※³ 2つ以上の老齢厚生年金を有している場合で、加入期間が合算して20年以上となったときも、停止されます。
- ※⁴ 全額支給停止中のものを含みます（令和4年3月31日時点で、配偶者の年金が全額支給停止中であることにより、加給年金額が支給されていた場合、経過措置があります。）。

届出方法

電話☎または文書✉により、当共済組合本部にご連絡ください。
連絡先および送付先は裏表紙（16ページ）をご覧ください。

文書の場合は、次の用紙をご利用いただくこともできます。

1 13ページを切り取る、またはコピーする

「年金受給者異動連絡票」「加給年金額対象者等異動連絡票」

2 当共済組合ホームページからダウンロードする

📄トップページ ➡ 年金受給者（待機者）向け手続き ➡

年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード をクリック👉



厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして、最寄りの年金事務所または各共済組合のどの窓口でも受け付けます（項番8、10、15、16、17を除きます。）。

公立学校共済組合理事長 殿

年金受給者異動連絡票

年金受給者に次のような異動が生じたので、
該当する番号に○印を付けて提出します。

提出年月日：令和 年 月 日

(注) 青色の太枠部分(⑤)は該当する場合のみを全て記入してください。

⑦異動事由 (該当する番号を○で囲んでください。)	1. 死亡 2. 1カ月以上所在不明 3. 禁錮以上の刑に処せられた 4. 議員になった 5. 雇用保険（失業給付等）受給 6. 婚姻（内縁を含む） 7. 養子縁組 8. 養子縁組の解消
⑧異動年月日	平成・令和 年 月 日
⑨当共済組合の（支部）年金証書記号番号 (または基礎年金番号)	() ⑩退職した都道府県名
フリガナ	住所 〒
⑪年金受給者氏名	日中連絡可能な電話番号 ()
フリガナ	続柄 住所 〒
⑫届出者氏名	日中連絡可能な電話番号 ()
フリガナ	住所 〒
⑬年金受給者の配偶者氏名※ (⑦異動事由が「1」または「2」の場合のみ記入してください。)	大・昭・平 年 月 日生 (年金受給者の住所と同じ場合は記入不要)

※配偶者が亡くなられた場合は記入不要です。

注：この連絡票を提出していただいた後に、専用の届書が必要となる場合は、別途ご案内します。

公立学校共済組合理事長 殿

加給年金額対象者等異動連絡票

加給年金額対象者等に次のような異動が生じたので、
該当する番号に○印を付け、必要書類を添えて提出します。

提出年月日：令和 年 月 日

(注) 青色の太枠部分を全て記入してください。

⑦異動事由		必要書類	
該当する番号を○で囲んでください	1 死亡した（死亡日：平成・令和 年 月 日）	必要書類なし 住民基本台帳ネットワークシステムにより確認できないときは、死亡の事実が確認できる戸籍抄本等が必要になります。	
	2 離婚した	当該事実を証明する戸籍抄本等	
	3 子が年金受給者の配偶者以外の養子となった		
	4 子が年金受給者と養子縁組を解消した		
	5 子が婚姻した		
	6 障害等級1級または2級の子が18歳に達した年度末以降に障害等級が3級以下になった	必要書類はこの連絡票を提出していただいた後に別途ご案内します。	
	7 配偶者または子の年収が850万円（所得が655.5万円）以上になった	所得証明書	
	8 年金受給者が当共済組合と日本年金機構の年金に重複して加給年金額が加算されることになった	必要書類なし	
	9 配偶者が公的年金制度から老齢（退職）を事由とする年金の受給権を有した（全額支給停止中のものを含み、老齢基礎年金を除く）、または障害を事由とする年金を受けることになった		
	10 配偶者が公的年金制度から障害を事由とする年金を受けられなくなった		
⑨当共済組合の（支部）年金証書記号番号 (または基礎年金番号)	()	⑩退職した都道府県名	
フリガナ		連絡先電話番号	日中連絡可能な電話番号 ()
⑪年金受給者氏名		続柄	生年月日
フリガナ		配偶者・子	大・昭・平・令 年 月 日
⑫加給年金額対象者氏名			

注：この連絡票を提出していただいた後に、専用の届書が必要となる場合は、別途ご案内します。